

## 水道料金についての意見交換会 議事録

1 日 時 平成28年12月16日（金）  
午後2時から午後2時40分

2 場 所 流山市水道局3階大会議室

3 次 第 (1) 開会  
(2) 上下水道事業管理者あいさつ  
(3) 説明  
大口水道利用者の水道料金の一部改定について  
特別給水契約制度の概要説明について  
(4) 意見交換  
(5) 閉会

4 参加者 11名（8業者）

5 事務局 志村上下水道事業管理者、  
兼子上下水道局次長兼経営業務課長、  
秋谷課長補佐、石戸課長補佐  
谷口係長、金政主事

6 意見交換内容

(参加者A)

特約制度を結んでから使用量が減ってきたので元に戻してくださいとした場合、すぐに対応できるものなのか？様子をみて途中から契約できるものなのか？電気の自由化でもそうだが早く決めるのが適切なのか値段だけだとすぐにでもやってほしいと思うが、付帯条件等がいろいろあるのかをお聞きしたい。

(兼子次長)

途中での解約等の御質問ですが、基本は年間契約を考えてい

ます。年度途中で申し出により解約があった場合は、1か月間は $500\text{ m}^3$ の料金を頂くことになります。今日お越しの皆様の場合、よほどのことがない限り $500\text{ m}^3$ 以上をお使いいただいている。その辺についてはまた個別にご相談に応じたいと思います。

もう一点追加します。皆様と申し出によって契約し、さらに申し出がなければ引き続き契約条項によって、継続する形になります。

(参加者B)

今回の引き下げは我々としてはありがたい話だが、市内の上水道の使用量は全体として下がっている傾向なのか？また近隣市に比べてかなり大きな引き下げとなるが、水道事業としてこのような状態を保てるのか？

(志村管理者)

1点目の市内全体の水道の使用量ですが、幸い流山市は人口が増えておりまして、昨年で4千数百人の人口増、約2千戸分の新規住宅等が出来ておりますので、大きくは増えていませんが横ばいよりも少し増えている程度に水が売れております。

そういうこともありまして、今回値下げができるようになりました。

2点目の水道事業経営も料金収入が落ち込んでいない、また水道は新規住宅の場合、給水納付申込金というものが入ります。一戸一般の $20\text{ mm}$ の家庭で27万円入りますので、その収入がここ数年非常に多いので経営が成り立っています。そのことから一昨年も料金を値下げできました。今回の特約制度も導入できます。

(参加者C)

2点お聞きしたいが、料金改定で200円に変わってから、契約をする段階になって、何年位この200円をキープしていくのか？後々に世の中の情勢で水道料金が200円で安いと

思って変えた時に、3年後、5年後にやはり料金をあげなくてはならないとなったとすると、元々の事業計画から内容がもっと採算がとれると思ったものが、逆転してしまったりそういうものが契約の中に料金間の中の補償についてお聞きしたい。

2点目として上水道から井戸水に移行するというのはイニシャル、ランニングを考えて移行するのが多いということだが、それを抑止力としての200円という単価設定と聞いたが、この200円という金額が井戸水を使った内容と比較をして、金額的にこの単価なら大丈夫であろうとの想定での単価設定となっているのか？

(志村管理者)

1点目の200円を継続できるのかという点ですが、流山市では水道の経営戦略を昨年度12年間のスパンで策定しました。

また、北千葉広域水道企業団という水を作っているところから、流山市は8割を受水しています。北千葉での経営戦略では平成31年度までの4年間は受水費の値段を上げないということで、流山市も一般家庭の水道料金について4年間は値上げはしませんとういました。特別給水契約での設定単価である200円については、経営戦略策定期間の12年間は料金値上げはないと考えていますが、その先については経済状況もいろいろ変わってくることもありますので、なんとも申し上げられません。

それと井戸水への移行ということですが、今回の値下げも大規模施設の建設を予定している事業者が我々のところに協議に来られまして、310円では最初から地下水にシフトしておりましたので、急いでこの特約制度というのは経営戦略の中でも早い時期に流山市で導入しないといけないですよという検討結果になったのですが、その時期を事業者の計画に併せて早めに考えてきました。ですから井戸水に移行している方も200円で水道水に移っていただければと考えています。

(参加者D)

改定について契約の具体的な仕方ですが、前回の説明会の際にどの位下がるのかという試算を教えてもらったが、そういうしたものがあるのか？

あと、ここに書かれている申し出により契約しますということだが、実際の手続きとしてどのようにいつまでに申し出をするのか？具体的な書類をもらえるのか？

(谷口)

料金の試算ですが、各事業者さんで昨年度どの位の水量を使って、どの位お支払いしているのかは手元に資料がありますので、今回契約をすることによって、いくら位引き下げになるのかといった程度のベースであれば、この後個々にお答えします。

また、申し込み方法は書式は検討中であり、詳細はお答えできませんが、今のところ申し込み書を提出頂き、こちらから申込者の使用実績や過去の滞納状況を調査して最終的に特別契約の決定通知を発行するといった書式のやりとりで契約を行う予定です。

契約はこのスケジュールでいきますと、4月1日の条例の施行開始になりますので、4月1日からこの制度を導入することを考えていますが、それについてはホームページや各事業者さんに通知をして、この制度が開始になったことをお知らせする予定です。

もう一点ですが、契約の時期については申し出を頂いてすぐに契約という訳にはいきませんので、1か月程度、特に最初は調査等にも時間を要します。よって一番最初に契約した方でも平成29年6月検針分から適用となる予定です。